

一般社団法人日本くすりと糖尿病学会認定薬剤師制度 規定

第1章 総則

第1条 糖尿病薬物療法認定薬剤師認定制度(以下「本制度」という)は、糖尿病薬物治療に関する十分な知識及び技能を有する薬剤師(研究員、教育者を含む)を養成し、国民の保険・医療・福祉に貢献することを目的とする。

第2条 日本くすりと糖尿病学会(以下「本学会」という)は、前条の目的を達成するため、この規程により糖尿病薬物療法認定薬剤師(以下「認定薬剤師」という)を認定するとともに、本制度の実施に必要な事業を行う。

第3条 認定薬剤師とは、糖尿病における薬物療法に関する十分な知識と技術を用いて、質の高い医療・教育・研究を行う者をいい、認定に必要な資格を有し、本学会の認定薬剤師認定審査に合格したものとする。
英名をCertified diabetes medication therapy pharmacist とする。

第2章 他の組織との連携

第4条 認定制度の運営に当たっては、必要に応じて、日本糖尿病学会、日本医療薬学会、日本病院薬剤師会、日本薬剤師会等と協議し、連携をはかることとする。

第3章 糖尿病薬物療法認定薬剤師薬剤師の認定

第1節 認定薬剤師薬剤師を認定する委員会

<認定委員会>

第5条 認定薬剤師の認定に関する事項の審議は、糖尿病薬物療法認定薬剤師認定制度認定委員会(以下「認定委員会」という)が行う。

第6条 認定委員会は、次の各項について審議する。

- 1)認定薬剤師の認定およびその更新の審議に関すること。
- 2)認定薬剤師の認定およびその更新の実施に関すること。

第7条 認定委員会は、理事長が原則として本学会理事の中からの選任と外部有識者 2 名以上とし、理事会の議を経て委嘱した委員をもって構成される。

第8条 認定委員会の構成および運営については、細則に定める。

第2節 認定薬剤師の認定における試験を実施する委員会

<試験委員会>

第9条 糖尿病薬物療法認定薬剤師認定制度試験委員会(以下「試験委員会」という)は糖尿病薬物療法認定薬剤師制度における認定試験の実施に関するすべての業務を行う。

第10条 試験委員会は、理事長が会員の中から選任し、理事会の議を経て委嘱した委員をもって構成される。

第11条 試験委員会の構成および運営については、細則に定める。

第4章 認定資格の取得条件

第12条 認定薬剤師を申請する者は、申請時に次の各項に定める受験資格を全て満たすこと。

- (1) 日本国の薬剤師免許を有していること。
- (2) 申請時において本学会が認定した准認定薬剤師であり、継続して本学会正会員(既納済み)であること。
- (3) 本学会が示す修得単位が、准認定薬剤師取得後20単位以上あること。
ただし、当学会が発行するP認定単位が15単位以上あること。
- (4) 本学会において、筆頭発表者として1回以上の学会発表があること。
- (5) 申請時に自験例を10例有すること。または、糖尿病に関連した論文*が3報以上(うち1報以上は筆頭者)あること。

*原著論文、ノート、症例報告、療養指導事例など投稿規定で複数査読審査のあるもの

- (6) 本学会が開催するアドバンスト編技能研修のすべての種類(過去5年以内)に1回は参加していること。

第13条 本学会会員であり、日本糖尿病療養指導士(CDEJ)認定を受け5年以上継続している者は
第12条(5)を免除するものとする。

第14条 認定薬剤師は、第12条の条件を満たし、認定試験(筆記試験)に合格した者をいう。

第15条 申請者は、細則に定める申請書類を本学会に提出し、審査料を納付しなければならない。
審査料については細則に定める。

第16条 認定申請者に対する認定は、認定審査委員会が認定の可否について決定し、理事会の承認を経て、会長が行う。

第17条 会長は、認定薬剤師として認定された者に認定証を交付する。
ただし、交付日は翌年の4月1日発行とする。

第5章 糖尿病薬物療法認定薬剤師の認定の更新

第18条 本学会は、認定薬剤師のレベル保持のため、更新制を施行する。

第19条 本学会の認定を受けた認定薬剤師は、認定を受けてから5年ごとにこれを更新しなければならない。

第20条 認定薬剤師の認定を更新申請する者は、次の各項に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 継続的に本学会正会員(既納済み)であること。
- (2) 本学会が示す単位基準の修得単位が、認定期間に中に50単位以上（毎年最低5単位以上）あること。ただし、当学会が発行するP認定単位が35単位以上あること。
- (3) 本学会において、学会発表が認定期間に中に1回以上(筆頭発表者)であること。
- (4) 認定期間中に行った自験例10例と本学会が主催するアドバンスト編技能研修のすべての種類（過去5年以内）を1回は受講していること。

ただし、自験例を提出できない場合は、糖尿病に関する論文*を認定期間に中に3報（共著可）を有している、もしくは認定薬剤師として十分な活動を証明できる実績を有していること。

*原著論文、ノート、症例報告、療養指導事例など投稿規定で複数査読審査のあるもの

第21条 更新者は、細則に定める申請書類を本学会に提出し、審査料を納付しなければならない。審査料については細則に定める。

第22条 認定更新者に対する認定は、認定審査委員会が認定の可否について決定し、理事会の承認を経て、会長が行う。

第23条 会長は、認定薬剤師として更新を認定された者に認定証を交付する。
ただし、交付日は翌年の4月1日発行とする。

第6章 認定薬剤師の資格の喪失

第24条 認定薬剤師は、次の各項の理由により、認定委員会の審議を経て、その資格を喪失する。

- (1) 認定薬剤師の資格を辞退したとき。
- (2) 日本国の薬剤師免許を喪失、もしくは返上、取り消されたとき。
- (3) 本学会を退会したとき。

第25条 認定薬剤師としてふさわしくない行為があったときは、認定委員会の審議を経て、理事長がその認定を取り消すことがある。

第7章 認定単位を承認する研修会実施機関

第26条 本会が発行する認定単位は、糖尿病薬物療法認定薬剤師制度の対象となる研修会・講習会等を開催しようとする研修会実施機関が認定単位を申請することができる。ただし、本会が定める研修会実施機関および認定単位の申請書類は、認定委員会の審査を受けなければならない。

第27条 本会が発行する認定単位についての発行・申請の運用は、細則に定める。

第8章 特例処置

第28条 認定薬剤師の更新保留する場合、保留手続きを取らなければならない。詳細については細則に定める。

第29条 糖尿病薬物療法認定薬剤師認定証の再発行することができる。再発行料については細則に定める。

第9章 規定の見直し、変更

第30条 この規定については、理事会の議決を経て変更することができる。

第10章 條則

第31条 この規定を施行するために必要な事項は、細則に定める。

附則

この規則は、2015年5月20日から施行する。

認定薬剤師の申請に関して、2019年度までは旧規定での申請を認めることとする。

2015 年5 月20 日施行

2016 年7 月1 日改定(第12条改定)

2016 年10月28日改定(第19条改定)

2017年9月16日改定(第12, 14, 15, 19, 20条改定)

2019年9月1日改定(第12, 13, 14, 15, 19条改定)(第26条, 27条, 28条, 第29条追記)

「第24条 本章に定める糖尿病薬物療法認定薬剤師特例処置は、別に定める。」は削除